《 Q&A 》岸和田市地域生活支援事業（移動支援）の請求事務手続き変更

NO	件名	質問内容	回答内容
1	他市での地域生活支援事業所情報登録済の事業所対応について	すでに地域生活支援事業の請求を大阪府国民健康保険団体連合会（以下、国保連）へ行っている事業所は、【Ｏｈ！Ｓｈｉｅｎ（クライアント証明書の発行申請等）】のみの作業という認識で間違いないでしょうか。	その通りです。 特に、「単位数表マスタ」は、サービスコードやそれに対する単位数を定めているデータで、簡易入力システム等の請求情報作成ソフトや地域生活支援事業実績記録票入力ツールに取り込む必要があります。「単位数表マスタ」の取込みは、すでに地域生活支援事業の請求を国保連に行っている事業所においても、今回新たに追加された岸和田市の「単位数表マスタ」を取り込む必要があります。 また、Oh!Shienについては、現在、Oh!Shienを使用していない場合はセットアップ（クライアント証明書等の設定等）が必要です。 Oh!Shienを使用している場合は、セットアップは不要です。
2	国保連請求移行に伴うテスト期間の有無について	請求が令和7年５月からスタートということですが、テスト期間はありますか。	原則、テスト期間は設けておりません。 導入にあたり、ご不明点がございましたら説明会実施時に配布させて頂いております問合せ先に確認して頂き、4月実績分である5月の請求からスムーズにスタートして頂くようお願いいたします。
3	ペーパーレス対象の範囲について	ペーパーレスと説明会にてお聞きしたが実績記録票は会社に残さないといけないのですか。	支援時に記録して頂いているサービス提供の記録に関しては引き続き保管して頂きますようお願いいたします。 国保連請求(電子請求)となることで岸和田市へ請求時に提出して頂いている紙媒体がなくなります。 ※上限管理対象者に関しては岸和田市へ紙媒体の提出が引き続き必要となります。
4	登録手続きについて	「電子請求登録結果に関するお知らせ（水色）」、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届（ピンク色）」、「Oh!ShienのID・仮パスワード（白色）」は、国保連からいつ頃発送予定ですか。	国保連から3月20日頃から順次郵送されております。４月以降になっても届かない場合は、国保連もしくは岸和田市にご確認ください。 なお、岸和田市への手続き（誓約書提出/旧登録通知書返却）が遅れると、国保連からの郵送も遅くなります。
5	発行手数料について	請求に使う電子証明書に関して、複数の市町村の利用者がいる場合、市町村ごとに発行手数料の7800円がかかるということでしょうか。	電子証明書はユーザーID（事業所番号・代理人番号）ごとに必要であり、市町村ごとではありません。したがって、複数の市町村の利用者がいても、ユーザーID（事業所番号・代理人番号）が同じであれば発行手数料は7800円（有効期間は３年間）のみとなります。
6	登録ID・パスワードの紛失について	すでに他市で地域生活支援事業の請求を国保連へ行っている事業所で「Oh!ShienのID・仮パスワード（白色）」を新設の時にもらったが、紛失してしまいました。また郵送されてくるのでしょうか。	既に他市にて国保連に登録されている事業所様には郵送はしていません。 登録されているOh!Shienのトップページから再発行の手続きをしていただければ、国保連で再発行処理を行い、簡易書留で事業所所在地へ郵送されます。
7	実績記録票入力ツールの運用方法について	グループホーム発着の利用者を現在受け持っております。 今までの紙媒体での請求時にはグループホーム発着である旨を備考欄に記載しておりましたが、電子請求変更にあたり、どのように対応したらよいですか。	実績記録表ツールの「外出目的や行き先など」欄に入力して頂きたいと考えております。 但し、全角25文字までの文字数制限がございますので可能な限り、入力をお願いします。入力できない内容については実地指導時にサービス提供の記録を確認させて頂きます。

8	実績記録票入力ツールの運用方法について	「外出目的や行き先など」欄の文字数制限がある中での入力についてGH発着であることと外出目的のどちらを優先として入力すればよいですか。	外出目的を優先とし、入力してください。
9	代理請求の手続き期限について	代理請求をする場合、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の返送期限はいつになりますか。	請求開始月の前月10日です。 5月請求から代理請求を行う場合、「代理請求予定」と記入した付箋を「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」に貼付し、4月10日までに提出してください。なお、代理請求申請書類は、4月20日までの提出が必要です。
10	保管記録について	障害福祉サービスのように、サービス提供の記録と今回電子請求システム入力までに手書きの記録は必要ですか。	サービス提供の記録以降に新たに手書きの記録を別途作成して頂く必要はございません。
11	実績記録票入力ツールの運用方法について	今までの紙媒体での請求時には契約時間数がオーバーしており、他の事業所より融通してもらった内容を備考欄に記載していたが今回からどのように対応したらよいですか。	今回電子請求に際し、事業所契約時間数の入力項目を削除しておりますので請求時に入力して頂く必要はございません。
12	発行手数料について	現在、地域生活支援事業所には、岸和田市援護の利用者が1名ですが、それでも電子証明書（7800円）を新たに発行申請する必要がありますか。また、発行手数料の割引等の特例はありますか。	地域生活支援事業の請求を国保連に行う場合、電子証明書（7800円）の発行申請は必要であり、発行手数料の割引等の特例はありません。 他方法として代理請求であれば、1つの電子証明書（7800円）の発行のみで複数の事業所の請求ができますので、電子証明書発行の節約になります。事業所単体で請求するか代理請求するかご検討ください。
13	代理請求の手続きについて	代理請求申請書類は、国保連から送付されてきますか。	代理請求申請書類は、国保連からは送付されません。 代理人が電子請求受付システムから作成し、出力された申請書類等（新規登録時は履歴事項全部証明書・印鑑証明書の原本の添付が必要）を国保連に提出してください。
14	代理請求について	障害福祉サービスで事業所単体での請求をしています。代理請求を行いたい場合、障害福祉サービスを代理請求に切り替えられますか。また、代理請求に事業所を紐付けるタイミングで代理請求の開始月が変わりますか。	事業所単体の請求から代理請求に切り替えることはできます。また、代理請求の委任開始年月の前月20日までに国保連に代理請求申請書類を提出すると委任開始年月から代理請求ができます。
15	他市での地域生活支援事業所情報登録済の事業所対応について	地域生活支援事業で大阪市援護の利用者がいます。 この場合、電子証明書を新たに発行申請する必要はありますか。	大阪市は、地域生活支援事業の審査支払業務を国保連にすでに委託していますので、国保連に請求している事業所であれば電子証明書の発行申請は不要です。
16	事前の準備について	現在、事業所として岸和田市援護の利用者がいないが、国保連からの書類について速やかに処理した方がよいですか。	請求時までに「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の提出や請求のためのシステムのセットアップ等をして頂く必要がございます。 上記の作業は実際に請求されるまでに準備して頂くことは可能ですが、請求に間に合うよう、事業所様判断にて余裕をもった準備作業をお願いします。
17	契約書および重要事項説明書について	契約書および重要事項説明書に事業所番号の記載をしているが、今回の番号変更に伴い、改めての締結は必要ですか。	今回の事業所番号変更に伴う再締結は不要です。ただし、契約者へ事業所番号が変更になる旨の説明をしたことがわかるよう、説明日の記録や契約者に別途署名をもらう等、疑義が生じないよう対応をお願いいたします。